

# 営業許可制度の見直し及び営業届出制度の創設

## 営業(者)(法第4条第7項及び第8項)

営業とは、業として、食品若しくは添加物を採取し、製造し、輸入し、加工し、調理し、貯蔵し、運搬し、若しくは販売すること又は器具若しくは容器包装を製造し、輸入し、若しくは販売することをいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取業は含まない。営業者とは、営業を営む人又は法人。

### 現行

営業者

#### 要許可業種

◆ 34の製造業、販売業、飲食業等  
＜問題点＞  
昭和47年以降、見直しがなされておらず、実態に合っていない。

#### 要許可業種以外

＜問題点＞  
一部自治体は条例で届出制度があるものの、それ以外の自治体で把握する仕組みがない。

食中毒のリスク等により、関係者の意見を聞いて整理

### 改正後

営業者

#### 要許可業種

◆ 製造業、調理業、加工を伴う販売業等

#### 営業者は届出対象

#### 要届出業種

◆ 温度管理等が必要な包装食品の販売業、保管業等

#### 届出対象外

◆ 常温で保存可能な包装食品のみの販売等

高

公衆衛生への影響

低

(参考) 現行の34許可業種(政令)

- |               |             |              |                   |           |               |
|---------------|-------------|--------------|-------------------|-----------|---------------|
| ① 飲食店営業       | ⑦ 特別牛乳搾取処理業 | ⑬ 食肉製品製造業    | ⑰ 清涼飲料水製造業        | ⑲ みそ製造業   | ⑳ めん類製造業      |
| ② 喫茶店営業       | ⑧ 乳製品製造業    | ⑭ 魚介類販売業     | ⑱ 乳酸菌飲料製造業        | ㉑ 醤油製造業   | ㉒ そうざい製造業     |
| ③ 菓子製造業       | ⑨ 集乳業       | ⑮ 魚介類せり売営業   | ㉒ 氷雪製造業           | ㉓ ソース類製造業 | ㉔ 缶詰又は瓶詰食品製造業 |
| ④ あん類製造業      | ⑩ 乳類販売業     | ⑯ 魚肉ねり製品製造業  | ㉓ 氷雪販売業           | ㉕ 酒類製造業   | ㉖ 添加物製造業      |
| ⑤ アイスクリーム類製造業 | ⑪ 食肉処理業     | ⑰ 食品の冷凍又は冷蔵業 | ㉔ 食用油脂製造業         | ㉗ 豆腐製造業   |               |
| ⑥ 乳処理業        | ⑫ 食肉販売業     | ⑱ 食品の放射線照射業  | ㉕ マーガリンショートニング製造業 | ㉘ 納豆製造業   |               |